

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第11回） 議事録

1. 日 時：平成27年11月18日（水）10:00～11:30

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館8階大会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 ・国際担当（The Japan News主筆）
齋藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

尾崎 護	公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー

（内閣府）

酒井 庸行	内閣府大臣政務官
河内 隆	内閣府大臣官房長
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

- 資料1 国立公文書館における人材育成の現状について
- 資料2 人材育成・研修機能について
- 資料3 保存・修復機能について
- 資料4 調査・研究支援機能について
- 資料5 第11回調査検討会議での検討事項に関する提案（内田委員提出意見）

○老川座長 時間がまいりましたので、これから会議を開催したいと思います。

第11回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会したいと思います。本日は酒井大臣政務官にも御出席をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。議事に入る前に、当会議の今後の進め方について一言、御報告をさせていただきますと思います。我々は昨年5月以来、国立公文書館の機能、施設の現状を踏まえて今後、国立公文書館がどういう機能を果たすべきか、その在り方等について、色々議論、検討を重ねてまいりまして、昨年8月及び今年3月に展示・学習機能の在り方並びに立法府文書の保存・利用、公文書の重要性を象徴する施設を国会の周辺につくるべきであるといったことについて報告を出して、それが国会、衆議院議院運営委員会、小委員会においてA案、B案という2つの案が示されたという経緯であります。今後、それを踏まえて色々議論していくわけですが、この間、河野大臣も現地視察等行っていただきまして、その都度の色々な発言があり、「最小限で良い」というような伝えられ方もされておりましたので、先ほどお時間を頂戴しまして大臣にお話を伺ってまいりました。それを御報告させていただきますと思います。

大臣の御関心は、しっかりした本館をつくるということは当然のこととして、それを前提に、そうは言っても一定の規模ということになれば限界があるということになると、つくば分館の施設を活用する、あるいはつくばの敷地も余地があるだろうから、そこに何か活用できる方法があるのではないだろうか。また、保存する文書の種類として、最近デジタル媒体による行政文書等、今までの文書と違った性質のものが出てくる。こういうものをどのようにするのだろうかというあたりが御関心のあるところでした。もう一つは、施設を国会周辺につくるということを我々は言っているわけですが、ナショナル・モニュメント的なものという言葉がしばしば使われているけれども、この意味合いはどういったことなのだろうか。つまり、アメリカのリンカーン・メモリアルのような、何か豪華な施設という意味合いだと、行政改革という自分の任務と整合できない面もあるので、色々な方にお会いになると、ナショナル・モニュメントという言葉からイメージする考え方が人によって色々違うので、一体どういうことをいうのだろうかというあたりが疑問を持たれていたところのようでした。私の方からは、ナショナル・モニュメントというのは、いわゆる歴史文書、日本の歴史的な資料がここに集まれば大体全て閲覧できるというような重要拠点である。それが国会あるいは内閣とともに、日本の政治の中心に位置して、国の歴史や在り方、そういうものを勉強できる重要な施設である。そうした象徴的な意味で使われているのだろうと私は解釈していて、ナショナル・モニュメントの定義を我々は改まって議論したわけでもない、人によって色々違いがあるのかもしれないけれども、建物自体を華美なものをつくるのか、そういうイメージとは少し違うということを申し上げ、大臣は、そういうことであれば分かったとのことでした。要するに、建物自体に相当の金を注ぎ込もうという受け止め方をされている向きもあるらしく、そこでそのような印象を持たれたのかもしれないのですが、必ずしもそういうことではない。やはり中身が大事であり

ますから、中身にふさわしい建物、それだけの規模が必要だというのは我々の主張であるということの説明しまして、大体認識は一致したということでもあります。今後の進め方は、これからまさに我々が議論していくわけですが、本館たるべき施設にどのような機能を持たせるのか。別紙でお配りしてあるように8項目ぐらい色々な資料の収集・保存、人材、デジタル化といった色々な検討項目がありますが、そういう機能を持たせるためには、どの程度の規模のものが必要なのかということはある程度イメージしながら、まずは本館にA案、B案とあるわけですが、しっかりしたものをつくっていただくということを我々はまず議論して、その上で、しかし現実につくれるであろう施設の規模は、面積的にこのあたりが限度というのは当然出てくるでしょうから、その場合に、本館に最低限でもこれだけは入れて、それ以外のものはつくば分館を活用するなど、そういった議論の順序になってくるでしょうから、何はともあれ、我々が年度内に出す報告は、まずこれからつくっていただく本館をイメージしながら、新しい公文書館の機能、役割、施設の在り方、そういうものはこういうことで望ましいという我々なりの考え方をまず打ち出し、報告をする。それをもとに内閣府並びに衆議院の方で具体的な規模のもとでそれをどのように調整していくか、こういう段階に移っていただくというような手順を進めていっていただけるものと考えております。河野大臣からは、前回の会議あるいはその他色々な方とお会いになっていく過程の中で出てきているテーマとして、立法府の資料というのが前からありますが、もう一つ、政党の文書も公文書館に入れたらどうかという御提案もあり、それについては自民党の谷垣幹事長にも既にお話をされ、まず調べてみましょうというお話だったということです。政党の文書、政党というのは、公的な存在というよりは、どちらかという政治的な私的な任意団体ということでもありますけれども、やはり国の政治を運営していく重要な組織であり、自民党1つとっても保守合同の時の経緯や合意文書など、そういう歴史的な文書というのがたくさんあるでしょうから、そういうものも取り込みたいと考えておりまして、そのあたりは河野大臣から関係者にお話をさせていただいているということでありました。

私からの報告は以上で、そういうことを前提にこれから議論を進めていただきたいと思います。本日は国立公文書館に求められる機能のうち、人材育成・研修機能、保存・修復機能、そして調査・研究支援機能について御議論をいただきたいと考えております。まず人材育成・研修機能について、国立公文書館の加藤館長から、国立公文書館における人材育成の現状についてお話を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○加藤館長 それでは、お手元の資料1に沿いまして、国立公文書館における人材育成の現状について御報告をいたします。最初の1に国立公文書館におけるアーキビストの業務配置という項目がございますけれども、言うまでもありませんが、アーキビストというのは、公文書館において、歴史的な重要な文書の受入れ、保存、利用、公開の業務に携わる専門家でございます。公文書館活動における中核的存在という人々であります。私もアーキビストをどう定義づけているかということなのですが、1番目にありま

すように、後ほど御説明いたします国立公文書館が主催する研修プログラムのⅠ～Ⅲを修了した者、あるいはそれと同等の専門能力を持っている者というように定義づけております。現在そういうアーキビストが国立公文書館にどれだけいるかということが次のところに書いてございますが、現在、国立公文書館の職員の定員は、館長を含む管理職を含めまして全体で51名でございます。そのうちの22名がこの研修を修了したアーキビストとなっております、その配置状況は、ここにありますように評価選別が4名、利用のための資料整備が3名、電子情報が3名、利用が9名、連携支援が3名ということで、所蔵する資料あるいは作業量に比べますとかなり少ない人数で回しているということです。当然これだけでは仕事ができませぬので、職員の定員外に非正規職員というのが72名ほどこの仕事に携わっております。アーキビストというのは専門家ですので、国立公文書館を御覧になった方は御承知だと思いますけれども、例えば破損した資料を修復している、破損した資料に紙を貼ったり繕いをしたりという作業員、あるいは受け入れた資料の目録をコンピューターに入力している人たち、これはアーキビストの補助者でして、この中には含まれておりません。それから、評価選別というのはかなり判断力を要する仕事ですけれども、これは4名ではとても足りませぬので、現在、各省庁を定年退職された方に来ていただきまして、例えば評価選別作業では官庁のOBの方が5名、あるいは文書の利用ということについては官庁OBの方が6名、これは長い業務経験からその評価についての判断をしていただくということで、このアーキビストの活動以外に公文書館で働いていただいています。

次のページにまいりまして、人材育成の研修ですけれども、平成23年度、公文書管理法が施行されて以降、公文書館では2つの研修プログラムをつくりまして、これは公文書館の業務の中で最も重要な業務というように位置づけております。この2つの種類というのは、1つは公文書管理研修でございます、現用文書管理を中心とした内容として、国又は独法の文書管理担当者を対象とする研修でございます。2つ目のアーカイブズ研修というのは、非現用文書管理を中心とした国・地方公文書館等の職員が対象です。どちらかという、下の方は一般的な公文書館の職員の方たちが受講しております。上の方の公文書管理研修は、公文書管理研修Ⅰ、公文書管理研修Ⅱ、公文書管理研修Ⅲというコースに分かれておりまして、このⅠ、Ⅱ、Ⅲを修了した人がアーキビストだという認定をしております。ここにそれぞれの段階で教育する重点項目がありますけれども、公文書管理研修Ⅲを全部修了すると、一応アーキビストとしてのプロだという認定をすることになっていきます。受講者数がここにございますけれども、公文書管理研修Ⅰは年に5回ありまして731名、公文書管理研修Ⅱが年に2回ありまして289名、公文書管理研修Ⅲになりますとかなり専門的なレベルが高いので、年間12名という程度で研修を行っています。実は、本日もこれから公文書管理研修Ⅰがありまして、79機関から195名の参加で始まります。アーカイブズ研修は非現用文書を中心とした研修ですけれども、これもⅠ、Ⅱ、Ⅲと段階がございます、それぞれ、5日間、3日間、3週間のコースでやっておりますけれども、参加者が年間で78名、28名、8名という段階でございます。ただ、国立公文書館が行っている研修

だけでアーキビストの育成が十分かという点、決してそうではありませんで、やはりこの育成については、大学を始めとする教育機関との連携が必要だということがよく言われております。

そこで3ページにまいりまして、我が国のアーキビストというのはどのようになっているのかということですが、ここにございますように、アーキビストの養成課程のある大学というのは実は極めて少なく、1つは学習院大学大学院の人文科学研究科のアーカイブズ学専攻というコースがございます。大学院の学生は26名です。それから、九州大学の統合新領域学府ライブラリーサイエンス専攻というところが、かなり熱心にアーキビストの育成に取り組んでおりますけれども、これが24名です。筑波大学にもアーカイブズの養成コースがございますけれども、これは特にアーカイブズと名付けたものではございまして、ここにございますように図書館情報メディア研究科の図書館情報メディア専攻の中でアーカイブズの科目があるということなのです。日本の大学でアーキビストの育成に取り組んでいる現状というのはこの程度でございまして、極めて数も少ないし養成人員も少ないということです。大学の関係者のお話を伺いますと、実はできるだけ大学でも充実したいのだけれども、せつかくアーキビストのコースを修了しても就職先がない。そういうことでこのコースを専攻する生徒さんが非常に少ない。もう少し様々な部署でアーキビストの価値を認めてもらい、就職先が広がれば、大学としてもしっかりした体制がとれるということを一様に仰っています。ここにありますように、教育機関における養成の仕組みの充実が必要だということでございます。そこで、次のアーキビストの資格制度ですが、これはかねてから指摘されているのですけれども、アーキビストというのは、実はこれに相当する正確な日本語の訳というものがありません。ここにありますように、図書館における司書や美術館、博物館における学芸員のような国家資格制度あるいは公的アーキビスト資格制度がない。そもそもアーキビストとは何なのかという定義が、必ずしもしっかりしていない。冒頭申し上げましたように、私どもも研修を修了した人というような定義づけをしておりますけれども、このことについて改めてしっかりした取組が必要だと思っています。今、民間でアーキビストの資格認定を行っている団体が1つございまして、日本アーカイブズ学会でアーキビストを登録するという点で、これは別に試験があるわけではございまして、学会員に限定した自己申請を基本とする登録によって、あなたはアーキビストですという認定をしているという制度がございます。現在これは60名程度おりますけれども、果たしてこれが公的資格と言えるかどうかという問題がありまして、やはり最後にございますように、公的な資格制度というものを改めてきちんと確立する。アーキビストの1級、2級というものをしっかり資格として認定することが必要ではないかと考えています。

4ページ目が、国立公文書館における今後の人材育成の方針ですが、先ほど申しましたように、現在アーキビストというのは22名で、あとは補助者あるいは非正規社員の長年の経験だけを頼りに活動している方たちですので、改めてこれからの新館建設に向け

て所蔵資料が急増していくことを踏まえて人材の増強を図りたいと思っております、現在は公文書館の職員が正規職員51名と申しましたけれども、これに100名くらい合わせまして、約150名で回しておりますけれども、将来はアーキビストの充実と文書の管理要員を含めまして、人員については倍増、300+αという体制を目指して取り組んでいきたいと思っておりますし、この中で重点増強分野としては資料の評価選別。これは各省庁で作成する資料を国立公文書館で永久保存するか、あるいは廃棄しても構わないかという評価選別を担当する人です。それから、資料の利用ということについては、保存している資料についての閲覧研究の申請があった人に対して、それが適切かどうかということ判断する。あるいはレファレンスでこの調査・研究の支援、そういう活動をする人たち。さらに今、非常に熱心に取り組んでおりますけれども、デジタル化を推進する人たち。こういう人たちを中心にした専門家群というものをかなり大幅に増強する必要があると考えています。そういうことで、最後のところに教育機関との連携による文書管理担当者、アーキビストの育成。これは、国立公文書館はもちろんですけれども、公文書館だけではできない仕事ですので、大学を始めとする教育機関あるいは国の指導も含めた取組が必要だということ考えています。

最後のページに専門職員の養成の流れ、今、説明したとおりですけれども、大学あるいは大学院を卒業した新卒採用というのは公文書館では行っておりませんので、採用するときは、大体何年間かの職業経験を持った方たちを採用しております。採用して必要な知識、スキルのレベルというものを段々に積み上げていきまして、公文書館の実務経験が10年以上でアーカイブズ研修Ⅲを修了すれば、一応一人前のアーキビスト。それくらいの時間がかかると考えています。その養成方法が下にあります研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを通過する。それから、職務経験では国内外の研修機関に派遣をする。外部の研修に講師として出向くというのも、アーキビストの養成にとっては非常に大事な経験でございます、そういう経験をたくさん積ませる。それから、アーキビストの仕事というのはかなり細分化されておりますけれども、ただ、狭い範囲の専門家だけではこのアーキビストの専門家にはなりませんので、修復や管理、受入れもできるという複数の職務を体験できるアーキビストを養成する。こういうこと全体をまとめてアーキビストの養成に取り組んでいきたい。そのように考えています。

○老川座長 どうもありがとうございました。続きまして、事務局から資料2以降について御説明をいただきたいと思えます。

○森丘課長 資料2、人材育成・研修機能の論点でございます。

1 ページ目、論点として①です。国立公文書館の機能・役割の拡大を踏まえ、どのような人材がどの程度必要になるか。その育成、確保はどうあるべきか。②我が国全体の文書管理の専門家の育成において、公文書館がどのような役割を果たすべきかということでございます。

2 ページ目、現状はただいまの加藤館長の御説明とかなり重複しますので、省きながら

御紹介をさせていただきます。まず最初の項目でございますけれども、専門職員が担うべき職務の範囲も拡大してきているということで、館長の御説明のとおりであります。

2つ目の項目、要求される知識や経験の広がり念頭にということで、政治学、行政学、その他ここに記載しているような知識を有する者を採用し、育成してきているということであります。

3つ目の項目でございますが、研修についても先ほどの館長の御説明のとおりでして、公文書管理研修とアーカイブズ研修を実施しているということであり、民間企業等の研修を行う立場には今のところないということです。

4つ目の項目でありますけれども、人材養成に係る取組みとして、大学生や大学院生の実習、インターンシップあるいは専門職員による大学院への出講などにも着手していくということであります。公的な資格制度の確立でありますけれども、参議院の附帯決議、公文書管理法制定時の附帯決議においても検討を求められているということであります。

3ページ目、課題と対応策ということでありまして、項目だけですけれども、さらなる機能の拡大を見据えた組織力の強化、研修業務の充実及び拡大、高等教育機関との連携の強化と、このあたりまでは今まで行っていることをさらに充実させ、拡大させていくということかと思えます。最後の公的資格制度の確立に向けた検討でありますけれども、ここは海外へのキャッチアップ、受け皿の確保ということでありまして、受け皿、就職先ですけれども、公文書館の職員も諸外国に比べて1、2桁少ないというところとの関係ということがあろうかと思えます。そのあたりの話は、後ほどまた御紹介させていただきたいと思えます。

4ページ目、これは調査検討会議で昨年度あった御発言を整理させていただいております。御参考であります。5ページ目、職務範囲と求められるスキルということで、これも御参考であります。

6ページ目、学習院大学大学院の保坂公文書管理委員会委員からいただいた資料であります。昨年末にイギリスに御出張になったということで、イギリスでは、200年かけて人を増やしてきたということであります。今回、なぜこんなに人が増えているかということについての御説明をいただきましたので紹介させていただきますと、第二次世界大戦後、記録の急激な増加と利用要求の増大に伴い、職員数が顕著な増加傾向にあるというのは御覧いただいたとおりであります。特に公記録法というものが、もう一枚おめくりいただきますと、7ページ目の諸外国との比較の表がございますけれども、イギリスの法令のところに公記録法（1958年）というものがありますけれども、この公記録法の制定というものがありまして、それに先立つ1954年にグリッグレポートというものがまとめられているのですけれども、そういった動きの中で評価選別を充実させようということになって、人員の増加を直接押し上げたというような御紹介をいただいております。これはイギリスの状況の御参考であります。

最後に8ページ目でございますけれども、専門職員の比較と資料を用意しております。

左側に公文書館の専門職員、アーキビストと司書、学芸員。右側に民間の資格を3つほど御参考までに整理させていただいております。

資料5、本日御欠席の内田委員から資料を1枚いただいておりますけれども、本日の検討事項に関する御提案をいただいております。まず人材育成・研修についてですけれども、①大学の教養課程における科目として、「公文書管理論」あるいは「公文書論」といったものを普及する取組はできないでしょうか。②初等、中等教育において、社会科、歴史、政治経済などを教える教師を対象に、公文書を活用した教育への認識を深め、そのためのスキルを身につける研修を立ち上げ、充実する取組が必要ではないでしょうかという御意見を頂戴しております。

○老川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの加藤館長並びに事務局の説明を基に、御意見、御質問等、御議論いただきたいと思っております。加藤館長に私から1つだけ伺います。先ほどの人数ですが、正規が22人、非正規が72人。補助者というOBが5、6人というのは、これは要するに非正規と別のカテゴリとしてということですか。

○加藤館長 いえ、72人のうちにOBの方が11名入っています。

○老川座長 そういうことですか。分かりました。それから、加藤館長でも結構ですし、事務局でもいいのですが、外国の場合、このアーキビストというものをどのように養成され、大学等は色々あるのでしょうか、どの程度の規模で養成し、その人たちはどのような資格となっているのか。そのあたりお分かりでしたら。

○森丘課長 外国の方なのですけれども、前回の加藤委員の資料にもありましたけれども、例えばフランスではグランゼコールとして、そういう公文書の関係のかなりハイレベルの専門的な機関があるとか、イタリアでは公文書の関係の学校があるとか、かなり日本に比べては充実しているということかと理解しております。

○老川座長 各国とも認定の資格はあるのでしょうか。今わからなければ、次回までに教えていただければと思います。

○斎藤委員 今、加藤館長から、公的な資格制度の確立が必要といったことの御説明がありましたけれども、ぜひそういった方向で進めていただきたいと思っています。以前この場で、なぜ日本には国家資格的なものがないのかということで、そのときにある委員の方から、それは先ほども御説明がありましたけれども、受入れ先が決定的に不足をしているということと、その原因として、文書管理についての重要性でありますとか、専門性についての理解が、官民とも非常に低いといった現状があるという御説明をいただきました。

1年程前にNHKの「クローズアップ現代」でこういった関係の報道がありまして、フランスの事例ですけれども、フランスにおいては、専門機関で養成されたアーキビスト800名ほどが国の文書管理局というところから各省庁に派遣をされて、各省庁のアーキビストに指導をしている。どういう文書を残すべきか等々、こういうようなレポートがありまして、行政の分野では、かなり受入れ先としての可能性があるのではないかという印象を持ったわけです。一方で民間の方はかなり遅れているのですけれども、以前もこの場で少し

御紹介させていただきましたが、日本企業によるアメリカ企業の買収というのが、足元でもかなり件数、金額とも増えています。これは私どもも経験したことですけれども、買収を公表した瞬間、必ずと言っていいほど「この買収は既存株主の利益を侵害している」という形で訴訟を起こされまして、ディスカバリーという証拠開示手続、この洗礼を受けるわけです。それによりまして、多くの日本企業が文書管理の重要性というものを思い知らされるという経験をかなり共有しつつある。そういう環境にもございます。そこで、鶏が先か卵が先かの議論になってしまいますけれども、国家資格的なものを先行実施することによって、こういう問題意識というものを大いに高め、受入れ先の拡大に繋げていくという発想もあり得るのではないかと考えて、先ほどの加藤館長の御説明を聞いておりました。仮にそうなった場合の話ですけれども、その場合には、公文書館におけるアーキビストというものを対象とするのではなくて、資格の制度設計において、各省庁あるいは民間企業での活用とか活躍、こういったことを視野に入れて制度設計をしていく必要があるのではないかと思いますし、また、その場合は民間企業にしても各省庁においても、アーカイブというよりもどちらかという現用文書の管理、レコードマネジメントということのウェイトがかなり大きいと思いますので、併せてレコードマネジメントとアーカイブのバランスをとった、そういった制度設計をしていく必要があるのではないかと思います。

○永野委員 私も斎藤委員と全く同じようなことを言おうと思ったのです。今、御説明があったもので、この後に国立公文書館自身の建物のことが議論されるので、当然そこで働く人というように視点がいつていると思いますけれども、それがもし150人とか300人といったら、そこでその話は終わってしまうような話なので、むしろ国全体にこういう情報管理といいますか、そういう観点で人材が必要だということアピールすると同時に、それができる人というのはどういう人なのかということをはっきりさせていく必要があるなと思っていました。研修の中でかなりカリキュラムがクリアになっていますので、これができた人というのを認定することはできると思うのです。ですから、私も実は教育とコンピューター関係の資格というのはずっと研究していて、15年ぐらい前に始めて、最近突然受験者が増え、初めは20人とか30人でしたが、今は300人とか1,000人近くなってきた。そこまでどれぐらい時間がかかったかと考えてみると、初めに評価の問題を見たときに、ある意味で能力が要求されることがはっきりわかる。実際にテストの中でコミュニケーションの作業が入るのですが、プレゼンテーションとか映像を出したりするのですけれども、かなりクリアに何をしないとこれが通らないとか見えるようにつくっているのです。そうすると、そのニーズは意外にも、初めはもともと教員の資格のつもりでつくったのですけれども、今は企業が学校教育に派遣する人の資格として使っているようなのです。そうやっていくのではないかとこの気もするのです。公的なところでアーキビストが何人います、だから何人いた。どこかで必ず頭打ちになるのだけれども、恐らくそうでない部分にもものすごく大きなニーズがあり、その部分に公文書館の名前がつけば一番いいなと思いますけれども、その資格を持っていたら、確かにある知識とある技能を持っているというものが

出てくれば、それはちょっと図書館学をかじった人や、何かそういう文書のところに回された人など、そういう人たちが興味を持って勉強して力になっていくということがあるのではないかと思うのです。古い文書を修復したりするのはかなり特殊な技術なので、それを一般の人に要求して資格にするとかなり絞られると思う。それは必要だと思いますけれども、それは特殊な専門職としての資格だと思うのです。それはそれであってもいいのですが、それ以外の文書管理における基本的な物事の考え方や、方法など、そういうことを理解できるような資格として、今まで日本アーカイブズ学会が行っていらっしやっただけで公文書館が行っていた研修をうまく繋いでも、恐らく少し頑張ればすぐに立ち上げられるようなことなので、ぜひ資格を、すぐに国の認定でなくてもいいですから、ニュートラルな形で立ち上げられたら少し状況が変わるのではないかと考えて聞いておりました。

○加藤館長 今の人材育成の話で付け加えますと、実は私どもによる22名というもののバックグラウンドというのが、ほとんどが歴史系の勉強をした人なのです。日本の近世史、近代史という人が多いのですけれども、これからのアーキビストは基礎的な能力として、法律学とか行政学というものをしっかり勉強してもらう必要がある。ですから大学のカリキュラムに組み込んでいただいて、そういう養成ということであれば、基礎知識の段階からもう一度しっかり固め直す必要があると思っております。

次にお話しになりました、例えば修復の専門家とか、コンピューター入力 of 専門家というのは、例えばアメリカの職務基準書の分類で言いますと、アーカイブテクニシャンとか、アーカイブスエイドということで、アーキビストとは区別した専門職能として確立されているわけで、このあたりも専門職能は専門職能として、アーキビストとは別に評価する。そういうことが必要ではないかと思えます。

○松岡委員 先ほど人材養成のことについて、全くお二人の委員の方と同意見なのですけれども、より現用文書といいますか、実際に役所で使っている文書を連携してちゃんと見ていく必要があるのではないかと思います。例えば移管率の問題一つとっても、なかなか数字が上がってこないという問題もありますし、前に加藤館長も少し仰っていたフランスでの事例といいますか、先ほど斎藤委員も仰った現用文書からどのように繋げていくか。これは公文書管理法のまさに基本とするところだと思いますので、このあたりをどこまで議論できるかはまだ問題もあるかと思うのですが、そこをぜひ視点として押さえながら進めていく必要があるのではないかと。

もう一つ、公文書だけではなくて民間文書、企業文書も含めて、幅広く人材を育成する必要もあるのではないかという気もしています。例えば、先ほど御紹介があった九州大学のアーキビスト養成課程では、実際に法律の専攻の教員もちゃんと入っておりまして、法律面からのフォローを今きちんとしているという意味でも、かなり幅広く行っていく必要があると思っております。

○井上委員 私も人材養成について申し上げますと、今、お話が出ていたのは基本的には文書中心で民間にも広げてという話でしたけれども、政府の他の会議などに出しております

と、アーカイブをもう少し幅広く捉えていて、例えば美術館、博物館の作品、あるいは高等教育機関の学術情報といったものについても、デジタルアーカイブの重要性が高まっていますから、これをどのように構築し、維持していくかというのが重要な課題になっています。そしてどこの会議でも、「人材養成が非常に重要だ。しかし、就職先が確保できない」となり、そこで話が止まってしまうのです。そのため、公的資格を検討する際には、公文書管理法に基づいた公的資格といったものも考えられるかもしれませんが、もう少し広い意味でアーカイブ人材を養成していくことも考えられます。大学でのコースで公務員になりたい方向けのコースであるとか、あるいは博物館に勤めたい方向けのコースであるとか、あるいは大学の図書館などで学術情報を管理する人にふさわしいコースですとか、様々な学生にとって魅力のある公的資格にすることも考えてよいと思います。

また、人材養成というときに、コア人材と裾野人材と2つあると思います。コア人材、つまり、本当に全体を見られるような専門性が高い人材ももちろん必要ですけれども、アーカイブの重要性を理解して、基本を知っているという裾野人材を幅広く養成していくというのが重要なのではないかと思います。特に公文書の場合、管理、保存の重要性を一般の方に理解いただくというのが難しいというところがあります。基本を学んでいるという人たちが増えれば、その方たちが利用者にもなりますでしょうし、公文書の保存、管理の重要性を理解して、国立公文書館等の制度・活動に対して温かい目を向けていただけないかと思います。そういう裾野人材を、例えば大学の学部のようなところでしっかり養成していく、専門的なコースをつくるというのではなくて、授業科目を設けるというような仕組みづくりが必要かなと思います。

○松岡委員 今の話に関連するのですが、実は例えば文化財等に関しては、デジタルの写真とかそういうものを頻繁に使うのですが、そういった方面から同じような形でデジタルアーカイブの倉庫といいますか、公文書館的なものをつくりたいという動きがあるのです。こういう動きと、公文書の今こういう会議というのがなかなか連動しないのが、実は残念だなと思っているのですが、例えば大災害が起きた場合などは、当然、文書もそういうデジタル画像も関係なく、全部まとめて大きな被害を受けるということで、早急にそういうところと連携をして、人材養成も含めて対応を考えていく必要があるのではないかと思います。その1つの方策としてこれから考え得るのは、地方自治体との連携といいますか、特に大学教育の中で、こういう文書管理とかデジタル化の問題は非常に大きなテーマになり得ると思うのですが、例えば地方自治体の公文書館は地方では今70ぐらいしかないのですが、実際にはなかなか文書整理もつかずに利用がなかなか進んでいない面があるのです。ですから、例えばこういった面で大学と連携をすると、相当利用の面でも効果が期待できるのではないかと思います。そういう大学との連携というものをこれから考えていかなければいけないのではないかと思います。

○老川座長 松岡さんに伺いたいのですが、日本アーカイブズ学会にお詳しいようですが、今、資格を認定したアーキビストは60人ぐらいと言われているのですが、その人たちはど

のようなお仕事をされているのでしょうか。

○松岡委員 実際は社会人が多く、例えば企業のアーカイブズ関係の担当をしているとか、地方の公文書館に所属しているとか、あとは大学でそういう研究に従事しているという方が中心です。

○老川座長 ありがとうございます。先ほどから企業における文書管理の重要性というお話があって、確かに今回の杭打ちのデータの話なんかありましたけれども、あのよう、それぞれの企業でしっかりデータを持っているところと持っていないところで1回トラブルが起きると大混乱になってしまうということもあるから、企業における文書管理も非常に大事だという認識に立てば、公文書管理、アーキビストと言えるのかどうかわかりませんが、文書管理を中心とする知識とか技術、そういうものの教育が一般社会的にも大事になってきているのかなという感じがしますので、そういうことを含めると、資格というのは、例えば、法科大学院をつくるときに企業における法務部門の必要性ということが、これだけグローバル化して問われてきているわけなので、それと似たような意味合いで、社会的なニーズも出てきているのかなという印象を、今の御議論を伺っていて私も承りました。

1つだけ質問ですが、海外の300人とか500人というアーキビスト、この人たちの身分はどういうことなのでしょう。日本と仕組みは違うのでしょうか、いわゆる正規の公務員なのか、それともそういう公務員という資格ではなくて、雇われて、その能力を提供しているということなのか、そのあたりはどうでしょうか。

○加藤館長 私が理解している範囲では、例えばアメリカの国立公文書管理記録院(NARA)のアーキビストというのは国立公文書館の正規職員。それから、先ほどお話がありましたように、フランスの場合にはミシヨネールという称号だと思えますけれども、斎藤委員がお話しになりましたように、これは公文書管理庁に所属している人が大半でございまして、そこから各省庁に派遣され、各省庁の中で文書管理の仕事をしている、公務員資格の方が多いと思います。

○老川座長 他にも御意見があるかと思いますが、次のテーマに移りたいと思います。保存・修復機能及び調査・研究支援機能について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○森丘課長 先ほど人材育成の資格の関係で、外国の関係につきまして、老川座長から御質問がありまして、先生方のお手元に冊子を用意してあるかと思うのですが、113ページ以降に諸外国の状況を整理しておりますので、次のテーマに移る前に一言だけ御紹介したいと思います。

113ページがアメリカで、米国のアーキビスト協会というものがございまして、資格があります。下の方に大学等における専門家の養成課程ということで、色々な大学においてアーキビストの養成コースを設置しています。114ページに移りますと、公文書館との連携とか、色々な機関との関係などがあります。115ページはフランスでして、先ほどグランゼコール

と申しましたけれども、国立古文書学院や国立文化遺産学院、そういう関係する機関がありまして、116ページに資格が色々あるということをもとめております。117ページにイタリアに古文書学等の学校がありましてという話を先ほどいたしましたけれども、117、118ページに、それぞれ公文書館に附属するような格好で設けられております。119ページがオーストラリアでございますけれども、大学等における専門家養成課程とか、デジタル化に関する人材育成というのも行っているということで、オーストラリアは国土が広い関係で、デジタル化の関係などがかなり前から進んでいるのかなということで、このあたりも本日の御議論の参考になろうかと思えます。

ということで、次の話題に移らせていただきたいと思います。資料3、保存・修復の論点でございますけれども、保存対象文書の拡大も視野に入れて、どのような保存施設が必要か。劣化・破損が進む文書の修復ニーズに対応するため、どのような施設、体制が必要か。記録媒体の多様化も踏まえ、国立公文書館が我が国全体の歴史資料の保存や修復を長期的に推進していくために、どのような施設、体制が必要かということであります。

2ページに進みます。現状は御案内のとおりでございますので、非常にいろいろな課題があります。書庫の利用状況が本館、分館とそれぞれ御覧のとおりでして、平成31年度頃には満架に達する見込みでございます。本館は書庫の区画が大きいなど、媒体に応じた選択や効率的かつ効果的な環境の制御が難しいということで、要は部屋があまり広過ぎないほうが良いということでございます。動力設備と一体化しているとか、災害等に備えたバックアップは行っているけれども、速やかな保全、復旧ができるかどうかというあたりが現状の課題ということでございます。修復に移らせていただきますけれども、修復室は御覧いただいたとおり、事務スペースと共用でありまして、大型の図面の修復が難しいということで、面積約140㎡がどういうことかということであります。強度の破損があつて修復が必要な文書というものが約7,000冊あるわけなのですけれども、今のペースでいきますと16年ぐらいかかってしまうということであり、色々施設が必要だということも書いてありますけれども、担当官が常勤1名、非常勤6名の7名で対応しているというのが現状だということであります。推進体制でございますけれども、保存、利用のためのデジタル化や動画・音声等の電磁的記録媒体の変換、修復を行う拠点が無いということで、このあたりは後ほど外国の例を紹介させていただきたいと思えます。デジタルデータを含めまして、保存、修復についての研究を推進し、国内外から研修生を受け入れる設備がないとか、災害等による歴史資料の被害について復旧、修復支援に即応できる体制や施設がないということでもあります。

3ページ目、課題と対応策は、今、申し上げたことの裏返しになろうかということであります。4ページ目も、これまでの調査検討会議での主な御意見ということでございますので、御参考ということであります。5ページ目が書庫の状況でありまして、北の丸本館とつくば分館の状況をグラフで御覧いただけるようにしておりまして、平成31年頃には満架に達する見込みということであります。

6 ページ目、カナダの国立公文書館に、ガティノー保存センターという保存と修復に特化した専門施設が1996年にできているということでありまして、ケベック州のオタワ市内から12キロということでありまして、そういうロケーションで施設が整備されているということです。500年間、最低限の資材交換で維持できるように設計されているということでありまして、最先端技術を用いたあらゆるメディアの資料保存に取り組む。つまり、デジタル化を行うためのスタジオ、動画・音声等の電磁的記録媒体の長期保存措置を行う設備・施設、ハードウェアのコレクションと、色々な媒体を再生できるようなハードウェアを整備しているということでありまして、そういったことに関する調査研究活動も併せて行っているということでございます。

7 ページ目、諸外国の公文書館修復室等の比較ということでありまして、左上が現在の国立公文書館の修復室でありまして、御覧いただいているとおりでありますけれども、事務スペースと修復設備が混在しているという状況でありまして、他の国は写真のとおりだということでありまして。最後に、東日本大震災の際の被災公文書等の修復支援事業ということでありまして、こういった事態になりますと、色々な方と協力して被災公文書の修復の支援に当たっているということでありまして。

資料4、調査研究・支援機能に移らせていただきます。1 ページ目、論点でございますが、1 番目に、これまで歴史公文書等を利用してこなかったユーザー層を獲得し、その満足度を高めるためにどのような機能・施設を充実させることが必要か。2 番目でございますけれども、研究者など、より専門的な利用者にとっての利便性を向上させる観点から、どのような機能・施設を充実させることが必要かということでございます。

2 ページ目、現状でございますけれども、本館の閲覧室の340㎡で40名が同時に資料を閲覧可能ということでありまして、満席となる場合もあるということでありまして。御覧いただいたとおりに思います。出納は1 件につき10分程度の待ち時間ということでありまして。それから、つくば分館の所蔵資料も北の丸本館で利用することができる、取り寄せることができるということになっておりまして、事前予約制で1 回につき5 冊まで。利用時間は平日及び第1 土曜日ということでありまして。利用の仕方ですけれども、利用者自らが目録データベースを利用して検索して申込みます。次の項目に進みますと、文書を理解するための基礎的な知識、原本の取扱いなど、利用者へのガイダンスやリサーチの支援は行っているが、十分かどうかということでありまして。文書の内容をより深く理解し、分析を進めるための例えば参考文献等みたいなものなど、そういったものを御覧いただく場所が整備されていない。デジタル化の進展、遠隔地の方の利用ですね。それと来館利用のバランスをどう考えるかということでありまして。3 ページ目、課題と対応策ということでありまして、今、申し上げたような現状をどう解決していくかということでありまして。

4 ページ目以降に外国の例を掲載しております。フランスの国立公文書館、昨年御出張いただいた方は御覧いただいているわけですが、フランスのピエールフィット館は1,400㎡、160席の閲覧室がありまして、目録検索・デジタル資料閲覧エリアが設けられて

いるということでもあります。その次、イギリスの国立公文書館。これも出張していただいた方は御覧いただいているわけですが、原本文書を観覧できる閲覧室があって、それとは別に、一般の利用者でも個人のパソコン等を持ち込み、自由に調査研究できるスペースとして調査エリアを設けています。その他、問い合わせデスクを設けたりとか、さらにファミリーレコードセンター、個人の方が御自分の家系などを勉強するというものがありまして、そういうためのセンターとか、地図など大型資料の閲覧室とか、色々なサービスを行っています。

6 ページ目、アメリカ国立公文書管理記録院新館でございます。新館は390席の閲覧室が設けられています。前回、加藤陽子先生のレジュメの中にも、夏休みには諸外国の研究者でいつも満席という御紹介があったかと思えます。その次はジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館でございまして、数百人を収容可能な講演室があったりということでございます。最後にこれも参考でございますけれども、イタリアの国立中央文書館ということでございまして、ライブラリーが資料閲覧室を兼ねるとともに、共用研究スペースも設けられ、専門的な利用者の利便性に配慮している、あるいはアトリウム・講堂では、所蔵資料を活用する企画にスペースを提供するなど、利用者相互の意見・情報交換が可能。こんな外国の状況になっているということでもあります。

○老川座長 それでは、ただいま保存・修復機能及び調査・研究支援についての御説明に対して御意見、御質問、御議論をいただきたいと思えます。

先ほどの震災関連の資料の修復、これも国立公文書館で現在行っているのですか。

○加藤館長 震災が発生して以来、支援活動を行っておりまして、もう一つ新しいニュースは、先般、鬼怒川が氾濫して、常総市の公文書が大変被害を受けまして、東日本大震災の救援の経験を活かしまして、館内に現在、被災公文書等救済支援チームという組織を置きまして、扇風機だとか軍手だとかといった備品も揃えて、災害が発生するたびに駆けつけられるという体制を現在、つくっております。

○永野委員 具体的には、現地へ行って作業をされるということですか。

○加藤館長 現地の被災した区役所に駆けつけて修復のお手伝いをするということです。この間、3人ほど行ってみましたら、大変喜ばれて、修復機材も提供いたしました。

○老川座長 それと伺いたいことは、保存と修復作業、これは場所的に近いというか、一体化している必要があるのか、あるいは今の災害のお話のように出かけていき、現地で修復できるものなら、保存ということと修復の場所が離れていてもいいのか、そのあたりはどう考えたらいいのでしょうか。

○加藤館長 我々としては、保存資料と修復現場はできるだけ近くに置きたいと思っております。というのは、受け入れてから1年以内に公開するというのが公文書のルールでございますので、受け入れた書類が破損していたりする場合には、1年以内に修復をする。それから、閲覧請求がありましたときには、請求から1カ月以内に資料を提供するというのがルールになっています。閲覧請求のある資料にも、破損しているものはかなりございま

して、請求を受けてから修復するということがございますので、できるだけ保存資料と修復現場は傍にあったほうが良いと思っています。

○老川座長 一方で、修復が終わるのに16年かかるという話と、今の1年以内にとというのはどのようなのですか。

○加藤館長 資料請求があったものはできるだけ早くということで、資料請求のない資料もございますので、それは割り合い、中長期の計画の中で修復を進めているということでございます。

○井上委員 今と少し似たような質問なのですが、保存機能と調査・研究支援機能というのは、これも場所的に同じようなところにあったほうが良いということでしょうか。お聞きしたいのは、今回新たに都心につくる新館に、保存機能あるいは調査・研究機能も置くのか、それとも別のところに、つくば分館なり今の北の丸本館なりに置くのかということですが、諸外国の例を見ますと、多くの例では新館で、ちょっと郊外に新たに建てられた大規模な保存が可能な施設に、調査・研究の大きな閲覧室などがあるという例が紹介されているような気がしたのですけれども。

○加藤館長 場所の問題で言いますと、現在、国会周辺の便利な土地とつくば分館という2拠点が予定されておりますけれども、実はつくば分館は書類を受け入れて保存する機能は十分にできますけれども、調査・研究に向くには、やや交通が不便だということがございまして、調査・研究をされる方は、できればこの周辺で、便利なところで来ていただきたいと思っています。今までの経験的には、閲覧請求の頻度の高い書類傾向というものがございまして、その書類については、できれば近所に置いておきたい。そして、それについては、我々の専門官が、請求に来られた、研究に来られた方について、その場で資料を付き合わせながら相談に乗ったり御説明をする。そういう仕組みにしていきたいなと思っています。

○老川座長 カナダの方でかなり大きな施設があるようですが、この場合は公文書館、オタワの本館と新しい施設というのはどういう使い分けになっているか分かりますか。

○森丘課長 カナダの場合、本館があり、別に保存・修復のための特別な施設もあるということで、本館は本館としてこちらと別にあるということのようです。

○菊池オブザーバー 私も最近の状況に詳しいわけではないのですが、カナダの公文書館はカナダの図書館と一緒になっていて、Library and Archivesという形になっています。それがオタワ市内の中心地にまさにありまして、そこは一般の人たちが行って調べたり閲覧する、あるいは図書館に行くというところです。ガティノーというのは、ちょうどカナダのセントローレンスですかね、川を挟んで反対側のところにある新館の、新しい、本当にモダンなものでございまして、そこは保存・修復にかなり力を入れて、そのためには、昔の例えばコピー機械であるとか、昔の映写機や撮影機など、現在使われていないようなものについてまで保存して、それをいざというとき活用できるような形にするという、保存・修復にかなり力を入れたものになっています。保存については、カナダに

関する美術品をたくさん集めています。そのようなことで、ガティノーのセンターは保存・修復にかなり力を入れて、それだけで機能している。国民に対する普通のサービスというのは、昔どおりカナダ図書館と一体になっていますけれども、Wellington Avenueというところに面したオタワ市内にある。こんな形になっています。

○松岡委員 ガティノーは公文書館本館から近い距離にあり、10キロ程度のところですので、保存・修復にどちらかというところと特化していると思うのですが、例えば何かそこから文書を持ってくるということも、そんなに不便ではないということは言えると思います。

それから、今、1つ菊池オブザーバーのお話の中で昔の機械のお話が出ましたけれども、やはり文書が読めるか読めないかというのは非常に大きな課題で、特にこれからデジタル文書になっていきますと、将来的に読めなくなる可能性が非常に高い。それは何かといいますと、ハードもそうなのですけれども、ソフトがどんどん変わっていくものですから、昔のバージョンのソフトというのは、かなり読めなくなっているものも結構ある。そういうものに対して、例えば韓国などでは、いわゆる長期保存フォーマットというものをつくって、長期に閲読できる保証をしますか、仕組みをつくっているということを知っていますけれども、そういうこともこれから公文書館では必要になってくるのではないかと。

これは実際にアメリカで見てきた例なのですけれども、アメリカ国立公文書管理記録院でも、もうずいぶん昔に使われなくなったワイヤーレコードという記録装置があるのですけれども、そういうものまで再生できるようになってしまっていて、それはそういうハードを修復したり、場合によってはつくるという部門もあるということを知っています。ですから、かなり幅広く色々なものを用意しないと実際の文書が読めなかったり、音が再生できなかったりする。そこまで考える必要もあるのかなと思います。

○老川座長 確かにレコードでも円盤用の針がないとか、機材がどんどん新しくなって、それがそのまま使えればいけれども、20年ぐらいうると全然なくなってしまおうというのが現実にあるわけで、これからデジタルデータ、つまり紙の文書にならない電子情報、これも集めなければいけないわけでしょうから、そういう機材が変わってしまうと、死蔵されてしまうことになりかねないですから、確かにそういったツールの保存というのも大きな課題になるでしょうね。

○永野委員 現在、具体的にはそういう問題は起こっていないのですか。

○加藤館長 今は起こっていません。今、マイクロフィルムのリーダーをどうするかということとして、機材面では問題ありません。

○永野委員 もう少し振り返ってみると、八十何年ぐらいうからワープロなどがどんどん出てきて、まだ全然フォーマットも統一されていないから、その時の機械しか、フロッピーなどはいっぱい残っているかもしれないけれども、きっと誰も読めない状態になっていくから、本当にそういうものが提供されても困ってしまいますね。

○加藤館長 現状は実は紙が大部分でございまして、そこまで進んでいない。

○永野委員 逆によかったです。

○尾崎オブザーバー 色々お話を伺っていて思い出したものですから、国立歴史民俗博物館というものがございまして、これは実は全国的な連絡組織がなかったのですけれども、例の東日本大震災の時に、先ほどの修復の件で協力し合う機運が湧いてきまして、それで国立歴史民俗博物館が中心となり連絡網をつくったということがございました。

先ほどのお話の中で、地方公共団体との連携が大事ではないかという御意見があったわけですが、国立公文書館ですから、事務局から言うとももちろん民間との協調も非常に大切だと思いますが、手をつけていく順序としては、地方公共団体からかなという気がして、それが本筋ではないかと思って聞いておりました。

修復というのは、例えば泥水を浴びてしまった東北の市町村等の文書。一番困るのは戸籍です。戸籍が読めなくなってしまうと大変なことです。大騒ぎになっていたのですが、公文書館にお願いしたり何かして御指導を仰いで対応しました。指導者さえいれば、地元のアルバイトの人を雇っても修復はできるらしいのです。そういう修復の指導者をつくって派遣できるような制度というのは、日本のように災害の多いところでは非常に重要なのではないかと。

資料3の参考のところ、泥まみれになった文書の写真がありますね。これは戸籍か何かではないかと思いますが、こういうものは綺麗に洗えるようです。どうことをやるのか私には見当もつきませんが、そんなこともありますので、公文書館で修復するというのももちろん大事ですが、それが本筋ですが、修復の指導に行くというのを忘れないようにしていただいた方がいいかなと思います。

○老川座長 ありがとうございます。

○菊池オブザーバー 今の関連で言いますと、東日本大震災の時には、まさに指導に行ったのです。指導に行くのですけれども、地元の市町村には、ハケもなければ修復用の水を溜めるものもないということで、一式全部担いで持っていきまして、そこで自治体の職員はもちろんですけれども、その他に災害復旧で人件費が認められたような非常勤のパートの方なども行って、汚損水損した資料はこのように処置して綺麗にして、それを乾かしてというのをみんな見て、それで一応、自分たちでできるようになったら、テクノロジートランスファーと言うのでしょうか、非常にプリミティブな形ですが、それでもって地元の人たちに自力でやってもらうという形の事を国立公文書館の専門職員、修復の担当の人たちは行ってまいりました。

ただ、地元の市町村との一応取り決めなども必要なものですから、修復の人たちだけではなくて、業務課からも課長が行ったり、あるいは総務課からも職員や警備の人たちが行ったということで、それなりの形でチームを組んで行ったわけですが、段々冬になると、水の確保だとか何か大変だったという話を聞いています。

○尾崎オブザーバー あれは大変感謝されています。

○斎藤委員 1点要望といたしますか、御提案なのですけれども、利用者の利便性を高める

ために、土曜日は現在、月に1回開いているかと思えますけれども、毎週土曜日を開いて平日を1日休むということについても御検討していただけないか。

○加藤館長 このことは、決めればできる話なのです。ただ、休日の振替の問題と、若干の人員増強の必要がありますので、その体制を、できるだけ早く行いたいと思っています。

○老川座長 博物館とか美術館は、土日に開館して月曜日休みというケースも多いですから、やり方は工夫のしようがあると思います。

○菊池オブザーバー 前日も国立公文書館の果たすべき役割ということで、機能・組織運営の在り方の時に申し上げたのは、全国に地方自治体を含めて公文書館あるいは類似の機能を有する史料館や郷土館が大変たくさんあるのですけれども、そういう中で記録文書を保存して、それを一般の利用に供していくという機能に着目した場合に、国立公文書館というのは、自治体などがつくっている、あるいは企業の部分を排除するつもりはありませんけれども、その中で仕事としては、リーダーシップを発揮してくれるような形のステータス、ポジションに立つべきではないかということをお願いしました。本日もそのような意味で1つ確認をしておきたいのですけれども、調査・研究支援機能ということで、研究支援という言葉が出ていますが、この研究支援というのは、色々な団体が研究をしていくものに対して国立公文書館が支援していくというスタンスだろうと思うのですが、実際は国立公文書館自身が、自分の持っている所蔵資料を含めてもっと調査・研究を、自らの研究を進めなければならない部分があるのだらうと思ひ、国立公文書館本体としての調査・研究というものをもっと高めていかないと、ナショナルリーダーとして、あるいは日本を代表するアーカイブズとして、国際的な形での機能を発揮できないのではないかと思いますので、是非そのあたりの部分の努力と申しますか、目配りも、これは人がもちろんついてからの話ですけれども、そういうところも是非お願いをしたいと思います。

○加藤館長 今の御指摘で、調査・研究ということについて私どもが申しましたものは、他の公文書館に対する指導的役割というよりは、個別に調査・研究に来た人に対する支援、個別研究の支援ということで、あまり大げさなことを今は考えておりません。それから、各地方自治体との関係ですけれども、これは今後予定されている公文書管理法施行5年後見直しの中の1つのテーマになると思いますが、人材面から、できれば国立公文書館は上下関係というよりは、情報のセンター機能を持つようなことでありたいなど、今のところはそのように思っています。

○尾崎オブザーバー 質問が2つなのですけれども、1つは就職先の話です。アーカイブの勉強を大学でして、その就職先なのですが、何となく素人考えでは、新聞社や出版社などに色々資料を蓄えておられるのでしょうかから、そういうところに就職先が開拓できないものかと思ひます。それから、NHKのアーカイブズというものがありますね。あれはどのぐらいの大きさの組織なのでしょう。どなたか御存知の方がおられましたら教えてください。

○森丘課長 NHKのアーカイブズですけれども、内閣官房のデジタルアーカイブの関係の会議にいられていたことがありまして、恐らくデジタル中心なのでそんなに人がいるのかなというのはありますけれども、調べて報告したいと思います。

○酒井大臣政務官 色々な御意見をいただきありがとうございます。私が感じたことは、本日河野大臣に老川座長がお会いになって、“ナショナル・モニュメント”について話し合った、とのことでしたが、“ナショナル・モニュメント”というのは、決して豪華なものではなくて、しっかりとした内容のあるものということだと思います。また、世界に誇る国立公文書館をという考えもあったと思います。その意味では、本当に色々な形で検討していただきたいとももちろん思っておりますし、今までの御意見を聞いている中で、参議院の附帯決議の中で、資格制度について検討を求められているという話がありましたが、やはり人材育成ということを考えてときには、先ほども少しお話がありましたけれども、就職という問題もあり、アーキビストの定義がなくて日本語訳がないのはどうだろうかと思っておりますので、これを何か日本語できちんとしたものにして、その上で身分をはっきりさせてあげる。それが全て色々なところに繋がっていくのだろうと私はそのように思いますから、また御議論をしていただきたいと思っております。

○老川座長 本日は3つのテーマについて中身の濃い御議論をいただきまして、ありがとうございました。また酒井大臣政務官から具体的な問題提起も含めて御意見をいただきまして、ありがとうございます。確かにアーキビストの適訳がないのかもしれないけれども、いずれにしてもそういう養成が必要だ。また、資格ということになると、立法措置をお願いすることにもなってくるかもしれないから、報告を出すに当たっては、我々なりに例えば仮称でもこういうイメージでということが国会の御議論にも供されるような、そういう御提案をしてもいいのかなと考えております。

ということで、以上で本日の議論は終了とさせていただきますが、事務局から今後の連絡事項等よろしく申し上げます。

○森丘課長 次回の会議の日程でございますけれども、また調整して御連絡させていただきたいと考えております。それから、国内類似施設として、複数の博物館や資料館について見学していただいたらどうかということでありまして、個別に日程や行き先等御相談させていただいておりますけれども、そこについても進めてまいりたいと思っております。

○老川座長 どうもありがとうございました。それでは、本日の会議はこれまでといたします。